

訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出に関するQ & A（八女市）

Q 1 届出方法はどのようにすればよいか。

A 1 介護長寿課指定指導係の窓口で提出するか郵送でも受け付けます。
郵送は、普通郵便でも可としますが、個人情報が出ることのないよう、ご注意ください。記録が残る方法での郵送も受け付けます。

Q 2 居宅サービス計画書（第2表）が複数ページに渡る場合は、訪問介護（生活援助中心型）について記載のあるページだけでよいか。

A 2 ケアプラン全体を検証しますので、すべて提出してください。

Q 3 居宅介護支援経過（第5表）は、どの範囲を提出すればよいか。

A 3 提出する居宅サービス計画について、生活援助中心型の訪問介護を位置づけた理由、検討過程等が記載された部分を提出してください。

Q 4 訪問介護計画書は、事業所から取り寄せて提出するのか。

A 4 居宅介護支援事業所（介護支援専門員）は、サービス提供事業所から当該計画の提出を求めるものとなっています。

Q 5 介護認定審査会が遅れている場合の取扱いは。

A 5 認定結果が確定してから届出してください。

Q 6 居宅サービス計画を提出した後はどうなるのか。

A 6 提出された居宅サービス計画について、適正なケアマネジメントを経て、生活援助中心型の訪問介護が位置付けられているか等の視点から点検します。
提出された計画書等の内容について、市から事業所又は担当者へ照会する場合があります。
点検の結果、必要に応じて当該計画書を作成した介護支援専門員に再検討を促します。

Q 7 提出後、市の点検にどれくらいの期間がかかるのか。

A 7 提出される計画書の数が予測できないため、点検にかかる期間は未定です。

Q 8 提出した居宅サービス計画について、点検結果の通知はあるのか。

A 8 提出されたケアプランの検討結果については、通知による報告を基本としますが、必要に応じて面談により報告を行います。

Q 9 居宅介護支援事業所が変更した場合、届出が必要であるか。

A 9 届出が必要です。

「訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出書」の届出の理由「(1) 新規に居宅サービス計画を作成した。」に○を記入してください。

なお、事業所内での担当ケアマネジャー変更の場合、届出は必要ありません。

Q 10 居宅サービス計画作成時には基準回数より少なかったが、実績が基準回数以上となった場合、事後に届出が必要であるか。

A 10 届出は必要ありません。

ただし、事後に市が未届ではないかの照会をする場合があります。

Q 11 月により第4週の場合と第5週の場合があり、月毎の訪問回数は異なるが、訪問回数はどうのように計算するのか。

A 11 ケアプランの短期目標の期間内で、生活援助中心型の訪問回数が最大となる月で判断します。

Q 12 居宅サービス計画の届出頻度について。

A 12 一度市町村が検証した居宅サービス計画の次回の届出は、1年後でよいものとします。[令和3年度介護報酬改定より]